

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 8月28日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	換気空調系(B)試料採取ラックサンプルポンプにおいて、ポンプ下部に潤滑油の漏れ(1滴/5分)が認められたため、漏えい箇所に受け皿設置および当該ポンプを点検・修理。	GⅢ	
2	2号機	原子炉開放作業において、原子炉ウェルのコンクリートハッチを取り外した際に、ひな段(2・3段目)に数箇所の接触痕が認められたため対応検討。(東北地方太平洋沖地震の揺れによる影響と推測)	GⅢ	
3	3号機	残留熱除去機器冷却系冷却水ポンプ(D)において、ケーシングボルト下部より冷却水(非放射性)の滴下(1滴/4秒)が認められたため、当該ポンプを点検・修理。	GⅢ	
4	3号機	非常用ディーゼル発電設備(A)燃料移送ポンプ用フィルタ出入口圧力計元弁において、弁グランド押さえボルト・ナットに腐食が認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	GⅢ	